

芦屋市立地適正化計画に係る届出の手引き

令和8年3月

目次

1	はじめに	- 1 -
	(1) 芦屋市立地適正化計画について	- 1 -
	(2) 立地適正化計画に係る届出制度について	- 1 -
	(3) 届出先・問い合わせ先	- 1 -
	(4) 用語の定義	- 1 -
	(5) 届出の判断フロー	- 2 -
2	住宅の開発・建築等行為の届出（都市再生特別措置法第 88 条）	- 4 -
	(1) 届出の対象区域	- 4 -
	(2) 届出の対象となる行為	- 4 -
	(3) 届出を要しない行為	- 4 -
	(4) 届出の時期	- 4 -
	(5) 届出の必要書類	- 5 -
	(6) 居住誘導区域	- 6 -
3	誘導施設の開発・建築等行為及び休廃止の届出（都市再生特別措置法第 108 条及び 第 108 条の 2）	- 7 -
	(1) 届出の対象となる区域及び行為	- 7 -
	(2) 届出を要しない行為	- 7 -
	(3) 届出の時期	- 8 -
	(4) 都市機能誘導区域ごとの誘導施設（届出の対象となる施設）	- 8 -
	(5) 届出の必要書類	- 9 -
	(6) 都市機能誘導区域	- 10 -
4	法令の遵守	- 13 -
	(1) 開発行為や建築等行為を行うとき	- 13 -
	(2) 不動産を取り扱うとき	- 13 -
5	よくあるご質問	- 14 -
	(1) 届出全般	- 14 -
	(2) 届出の対象区域	- 15 -
	(3) 住宅の開発・建築等行為の届出	- 15 -
	(4) 誘導施設の開発・建築等行為の届出	- 16 -
	(5) 休廃止の届出	- 16 -
6	届出様式の記入例	- 17 -

1 はじめに

(1) 芦屋市立地適正化計画について

本市では、都市再生特別措置法第81条第1項の規定に基づき、持続可能な発展を可能とする目指すべき都市像の実現に向けた指針として、居住に関する区域や商業施設及び公共交通等の都市機能が集積する拠点を設定し、居住や施設の誘導を図るため芦屋市立地適正化計画（芦屋市都市計画マスタープラン）を策定しました。

(2) 立地適正化計画に係る届出制度について

居住誘導区域外における住宅開発などの動きや都市機能誘導区域外における誘導施設の整備の動き等を把握するための制度です。

計画の公表予定日である令和8年（2026年）4月1日以降は、都市再生特別措置法第88条、第108条及び第108条の2の規定により、以下の行為を行おうとする者は行為に着手する日の30日前までに市長への届出が必要となります。

本手引きを確認していただき、必要に応じて届出の手続きを行ってください。

- 居住誘導区域外で、一定規模以上の住宅の開発行為・建築などを行う場合
- 都市機能誘導区域外で、誘導施設の開発行為・建築などを行う場合
- 都市機能誘導区域内で、誘導施設を休止又は廃止する場合

(3) 届出先・問い合わせ先

芦屋市精道町7番6号
芦屋市都市政策部都市戦略室都市政策課
連絡先：0797-38-2073

(4) 用語の定義

① 開発行為

都市計画法第4条第12項に規定する開発行為。開発行為の判断については、都市計画法第29条の許可の要否判断に準ずるものとする。

② 建築等行為

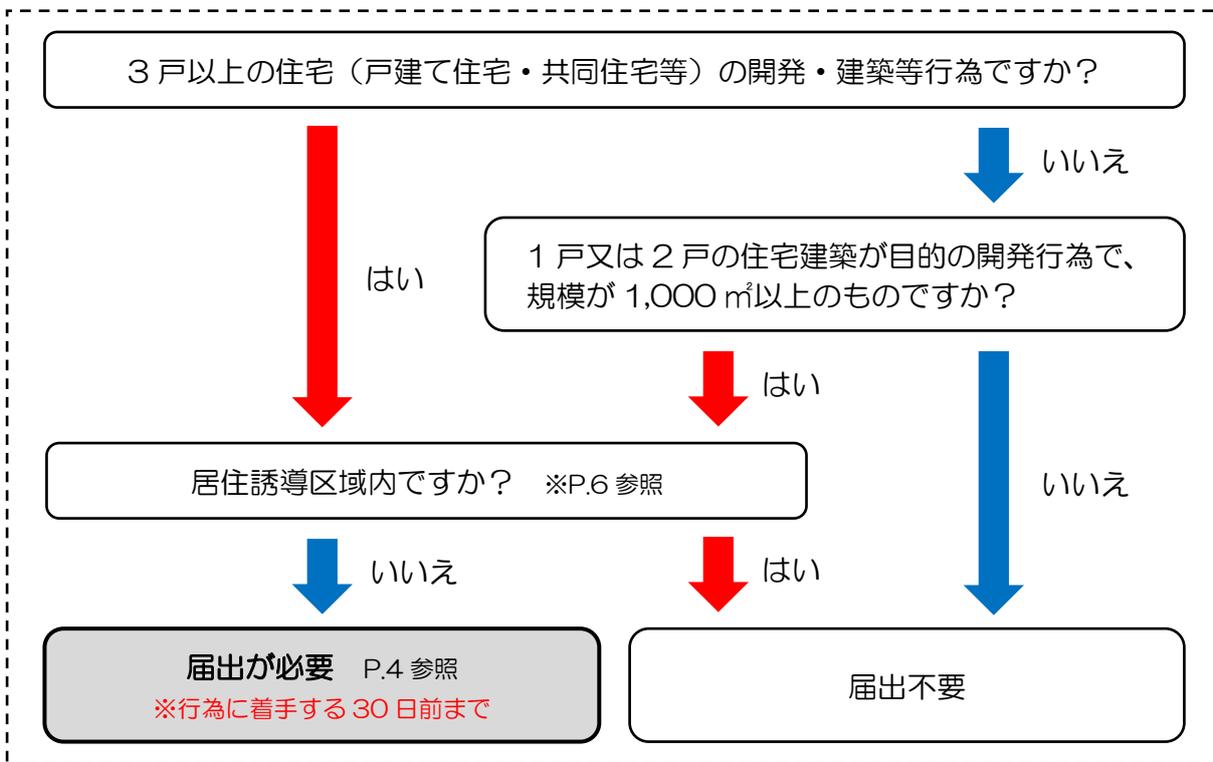
建築基準法第2条第1項第13号に規定する建築及び同法第87条に規定する用途変更を行う行為とする。用途の判断については、建築基準法に準ずるものとする。

③ 住宅

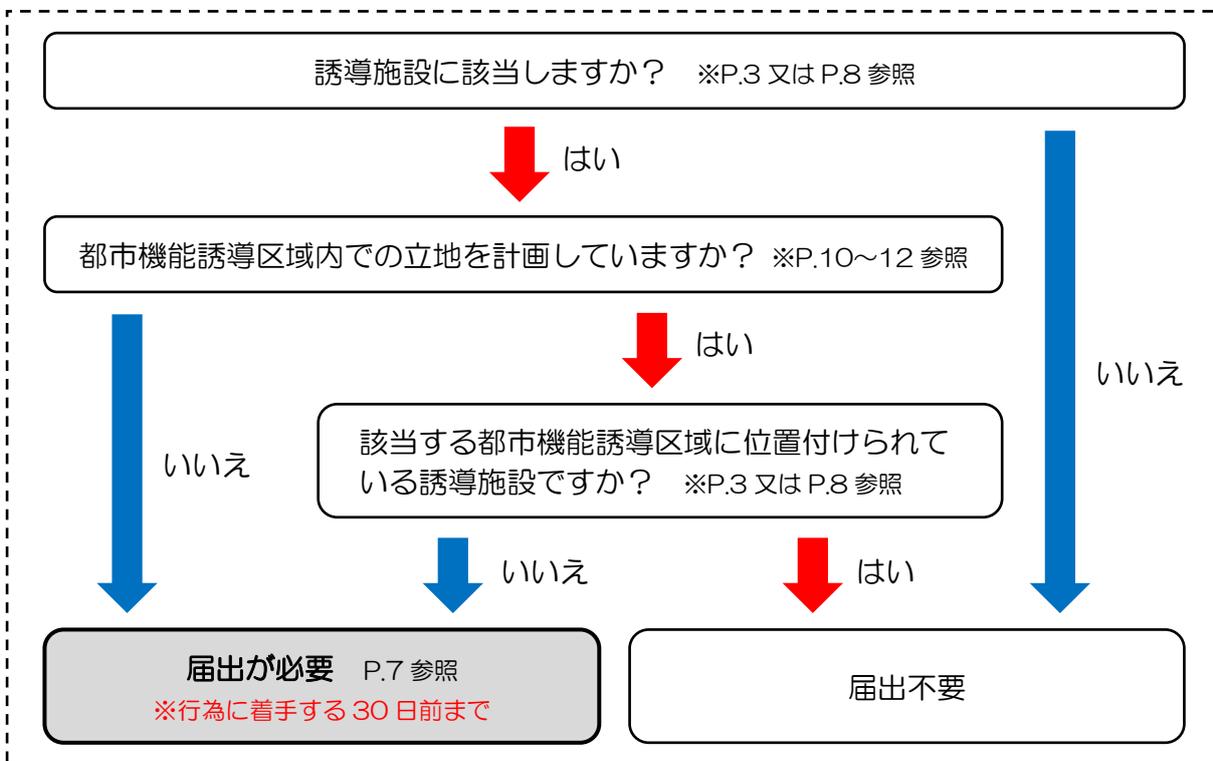
戸建て住宅、長屋住宅、共同住宅のことをいう。寮・寄宿舍等は含まない。サービス付き高齢者向け住宅等の施設については、建築基準法上、共同住宅と判断されるものについては、住宅とみなす。

(5) 届出の判断フロー

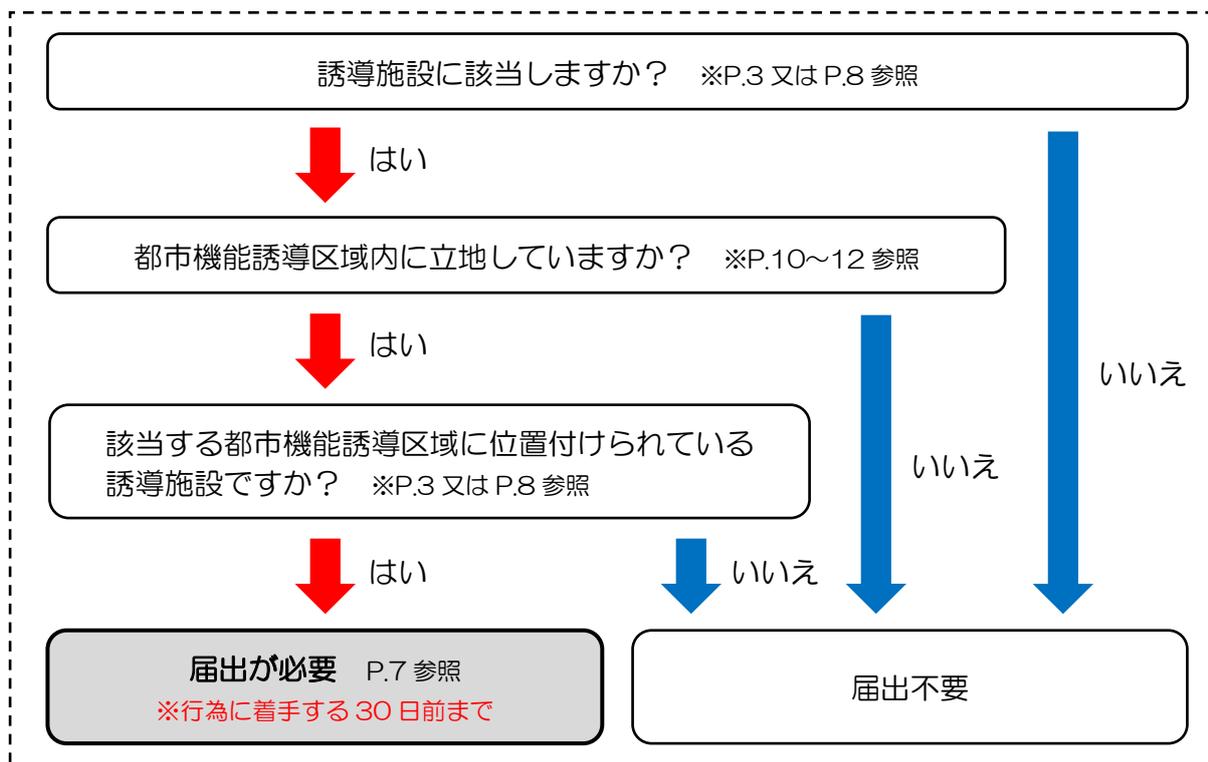
● 住宅の開発・建築等行為の届出（都市再生特別措置法第 88 条）



● 誘導施設の開発・建築等行為の届出（都市再生特別措置法第 108 条）



● 誘導施設の休止・廃止の届出（都市再生特別措置法第 108 条の 2）



※ 誘導施設一覧

誘導施設	誘導施設の基準	都市機能誘導区域	
		JR 芦屋駅周辺・ 阪神芦屋駅周辺	シーサイド センター周辺、 南芦屋浜 センター地区周辺
大規模 商業施設	店舗面積が 3,000 m ² 以上の商業施設 ※建築基準法別表第 2 に規定する店舗、 飲食店その他これらに類する用途に供す るものでその用途に供する床面積が 3,000 m ² 以上のもの	○	○
行政機能 を有する施設	本庁舎（北館、南館、東館）、分庁舎、公 光分庁舎、消防庁舎 ※地方自治法第 4 条第 1 項に規定する地 方公共団体の事務所及びその周辺の庁舎	○	
図書館機能 を有する施設	公立図書館 ※図書館法第 2 条に規定する公立図書館	○	

2 住宅の開発・建築等行為の届出（都市再生特別措置法第 88 条）

（1）届出の対象区域

届出が必要となる区域は、都市計画区域内かつ居住誘導区域^外の区域です。



（2）届出の対象となる行為

次の①～③のいずれかに該当する場合は届出が必要です。

① 開発行為

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

② 建築等行為

- ・ 3戸以上の住宅を新築する行為
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする行為

③ 行為の変更

- ・ ①及び②の行為の変更

（3）届出を要しない行為

都市再生特別措置法第 88 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 34 条及び第 35 条の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ① 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- ② 建築物を改築し、又は用途を変更して仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供する住宅等とする行為
- ③ 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ④ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

（4）届出の時期

届出の対象となる行為に着手する日の 30 日前まで

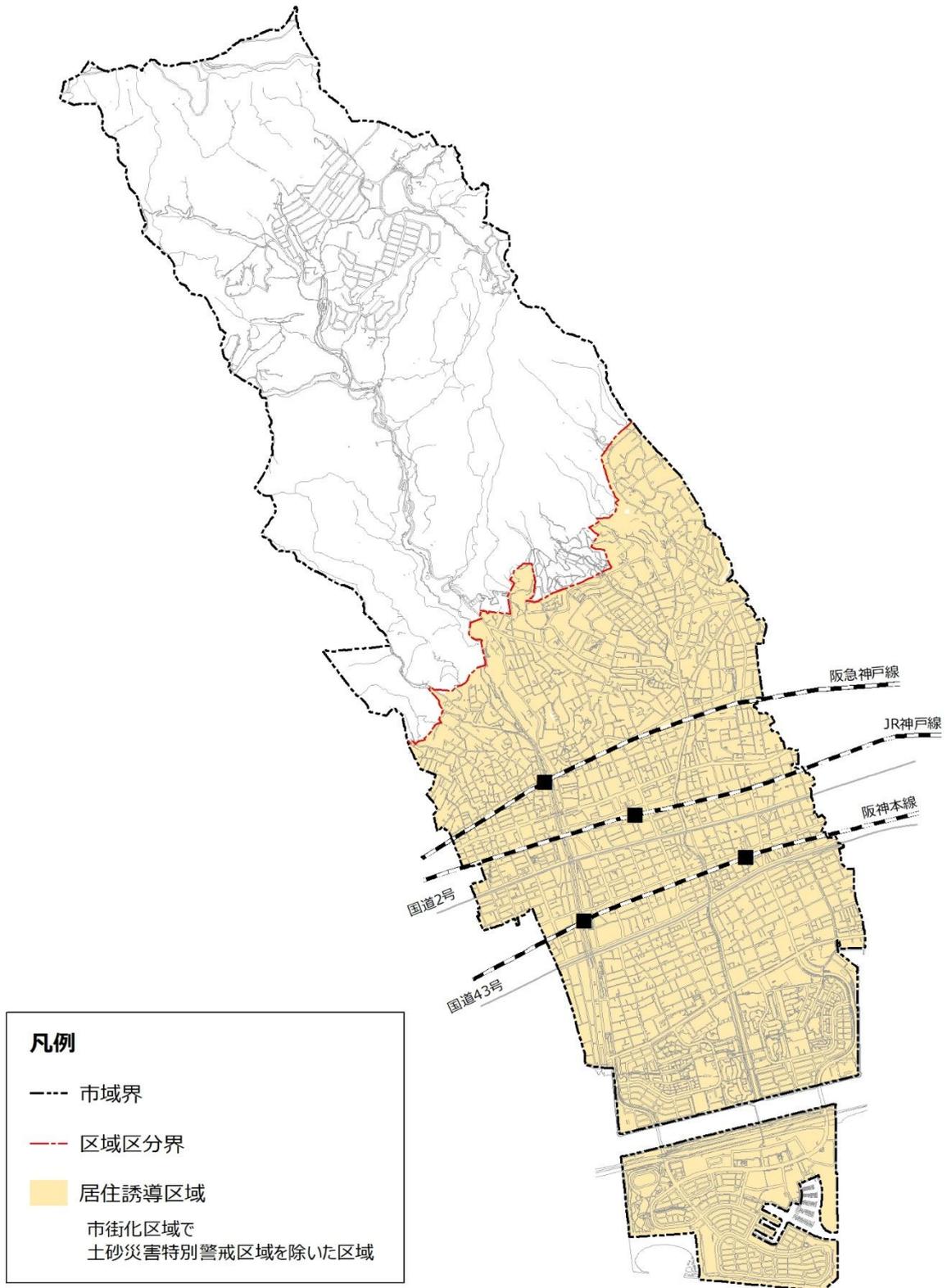
(5) 届出の必要書類

届出の対象となる場合は、以下の区分により各書類 1部提出してください。

対象行為	届出図書等		備考
開発行為	届出書（様式第 10）		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	位置図（縮尺 1/1000 以上）
		② 設計図	現況平面図、土地利用計画図等（縮尺 1/100 以上）
③ その他参考となるべき事項を記載した図書		求積図等	
建築等行為	届出書（様式第 11）		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 敷地内における住宅等の位置を表示する図面	配置図（縮尺 1/100 以上）
		② 住宅等の 2 面以上の立面図及び各階平面図	縮尺 1/50 以上
③ その他参考となるべき事項を記載した図書		位置図（縮尺 1/1000 以上） 求積図等	
届出の変更	届出書（様式第 12）		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様	変更に係る書類

(6) 居住誘導区域

市街化区域で土砂災害特別警戒区域を除いた区域を居住誘導区域としています。



※ 図の居住誘導区域、自然共生区域は令和6年度末時点の土砂災害特別警戒区域を除く

3 誘導施設の開発・建築等行為及び休廃止の届出（都市再生特別措置法第 108 条及び第 108 条の 2）

（1）届出の対象となる区域及び行為

- 次の①～③のいずれかに該当する場合
届出が必要となる区域は、都市機能誘導区域^外の区域です。



- 次の④に該当する場合
届出が必要となる区域は、都市機能誘導区域^内の区域です。



① 開発行為

- ・ 誘導施設を有する建築物の建築を目的とする開発行為

② 建築等行為

- ・ 誘導施設を有する建築物を新築する行為
- ・ 誘導施設を有する建築物に改築する行為
- ・ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする行為

③ 行為の変更

- ・ ①及び②の行為の変更

④ 休廃止

- ・ 誘導施設の休止又は廃止

（2）届出を要しない行為

都市再生特別措置法第 108 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 44 条及び第 45 条の規定により、以下の行為を行う場合には、届出の必要はありません。

- ① 誘導施設を有する建築物で仮設のものの建築の用に供する目的で行う開発行為、建築等行為（新築、改築、用途の変更）
- ② 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- ③ 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(3) 届出の時期

届出の対象となる行為に着手する日の30日前まで

(4) 都市機能誘導区域ごとの誘導施設（届出の対象となる施設）

都市機能誘導区域における誘導施設は、次のとおりです。区域ごとに誘導施設を設定しているため、届出の対象となる施設はそれぞれで異なります。

【誘導施設一覧】

誘導施設	誘導施設の基準	都市機能誘導区域	
		JR 芦屋駅周辺・ 阪神芦屋駅周辺	シーサイド センター周辺、 南芦屋浜 センター地区周辺
大規模 商業施設	店舗面積が 3,000 m ² 以上の商業施設 ※建築基準法別表第 2 に規定する店舗、 飲食店その他これらに類する用途に供す るものでその用途に供する床面積が 3,000 m ² 以上のもの	○	○
行政機能 を有する施設	本庁舎（北館、南館、東館）、分庁舎、公 光分庁舎、消防庁舎 ※地方自治法第 4 条第 1 項に規定する地 方公共団体の事務所及びその周辺の庁舎	○	
図書館機能 を有する施設	公立図書館 ※図書館法第 2 条に規定する公立図書館	○	

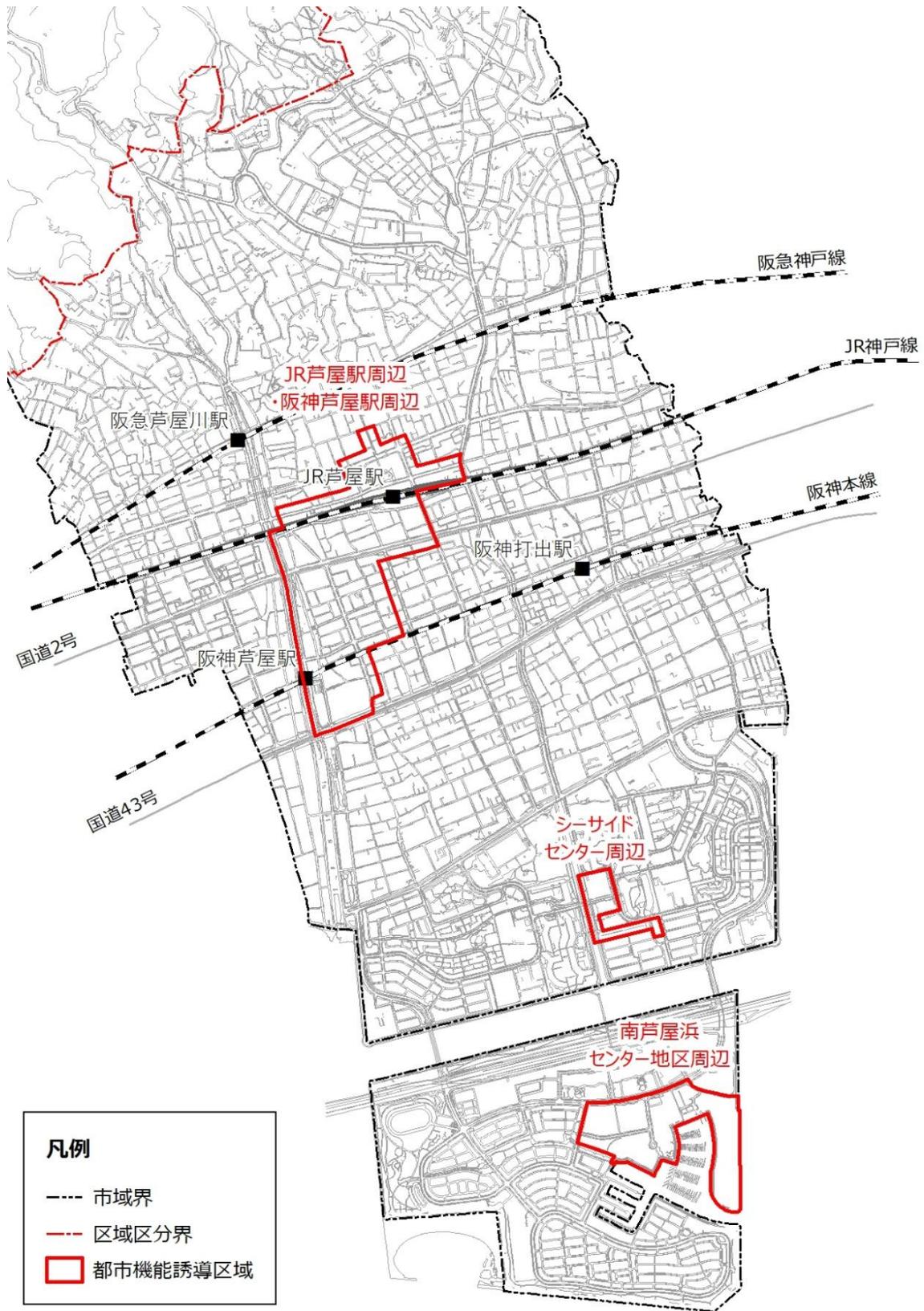
(5) 届出の必要書類

届出の対象となる場合は、以下の区分により各書類 1部提出してください。

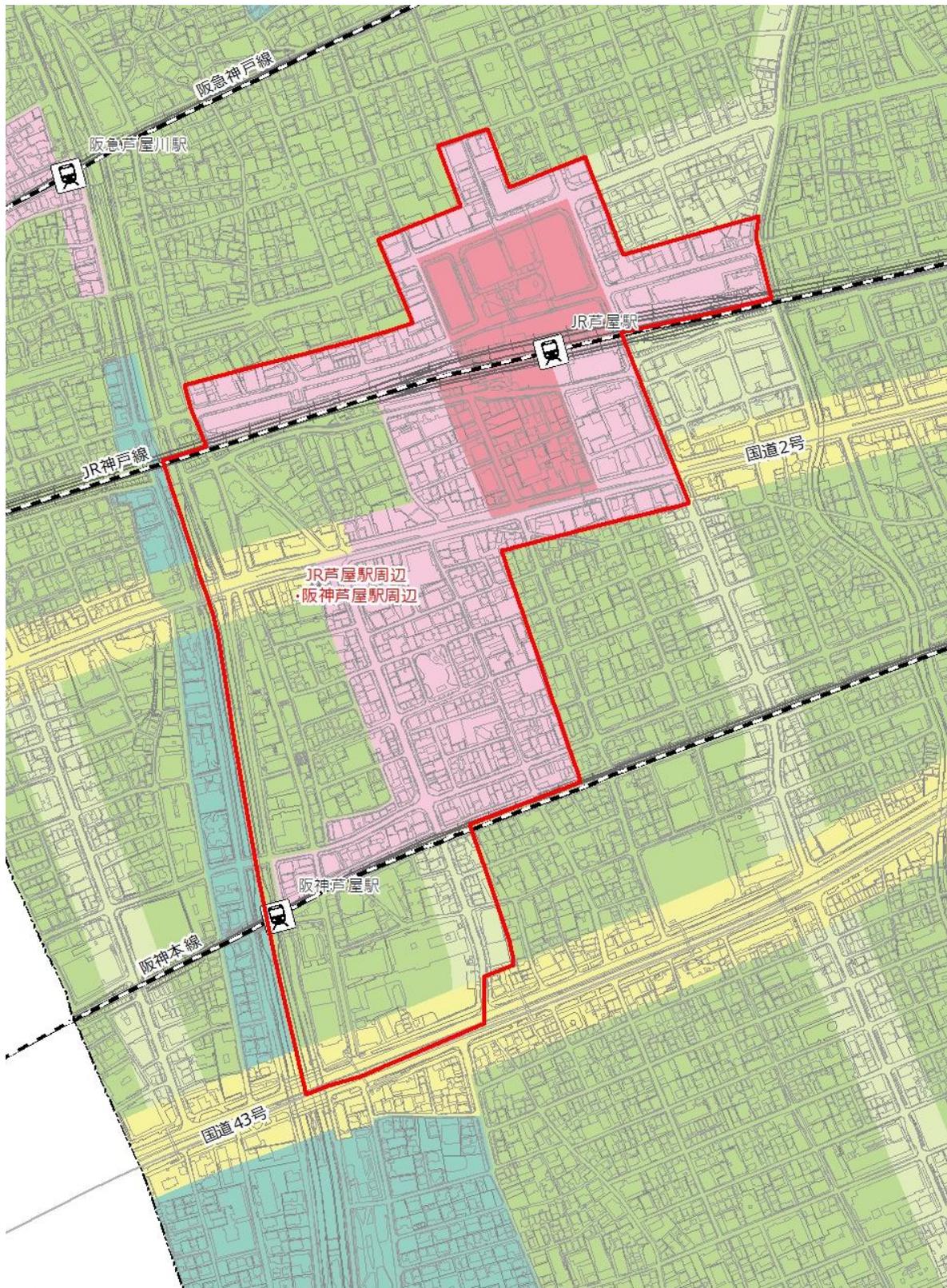
対象行為	届出図書等		備考
開発行為	届出書（様式第 18）		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 当該行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の公共施設を表示する図面	位置図（縮尺 1/1000 以上）
		② 設計図	現況平面図、土地利用計画図等（縮尺 1/100 以上）
③ その他参考となるべき事項を記載した図書		誘導施設の用途・規模等が判断できる資料等	
建築等行為	届出書（様式第 19）		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	① 敷地内における建築物の位置を表示する図面	配置図（縮尺 1/100 以上）
		② 建築物の 2 面以上の立面図及び各階平面図	縮尺 1/50 以上
③ その他参考となるべき事項を記載した図書		位置図（縮尺 1/1000 以上） 誘導施設の用途・規模等が判断できる資料等	
届出の変更	届出書（様式第 20）		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	上記のそれぞれの場合と同様	変更に係る書類
休止・廃止	届出書（様式第 21）		
	委任状（代理の方が届出書を提出する場合）		任意様式
	添付図書	不要	

(6) 都市機能誘導区域

① 全体図



② JR 芦屋駅周辺・阪神芦屋駅周辺



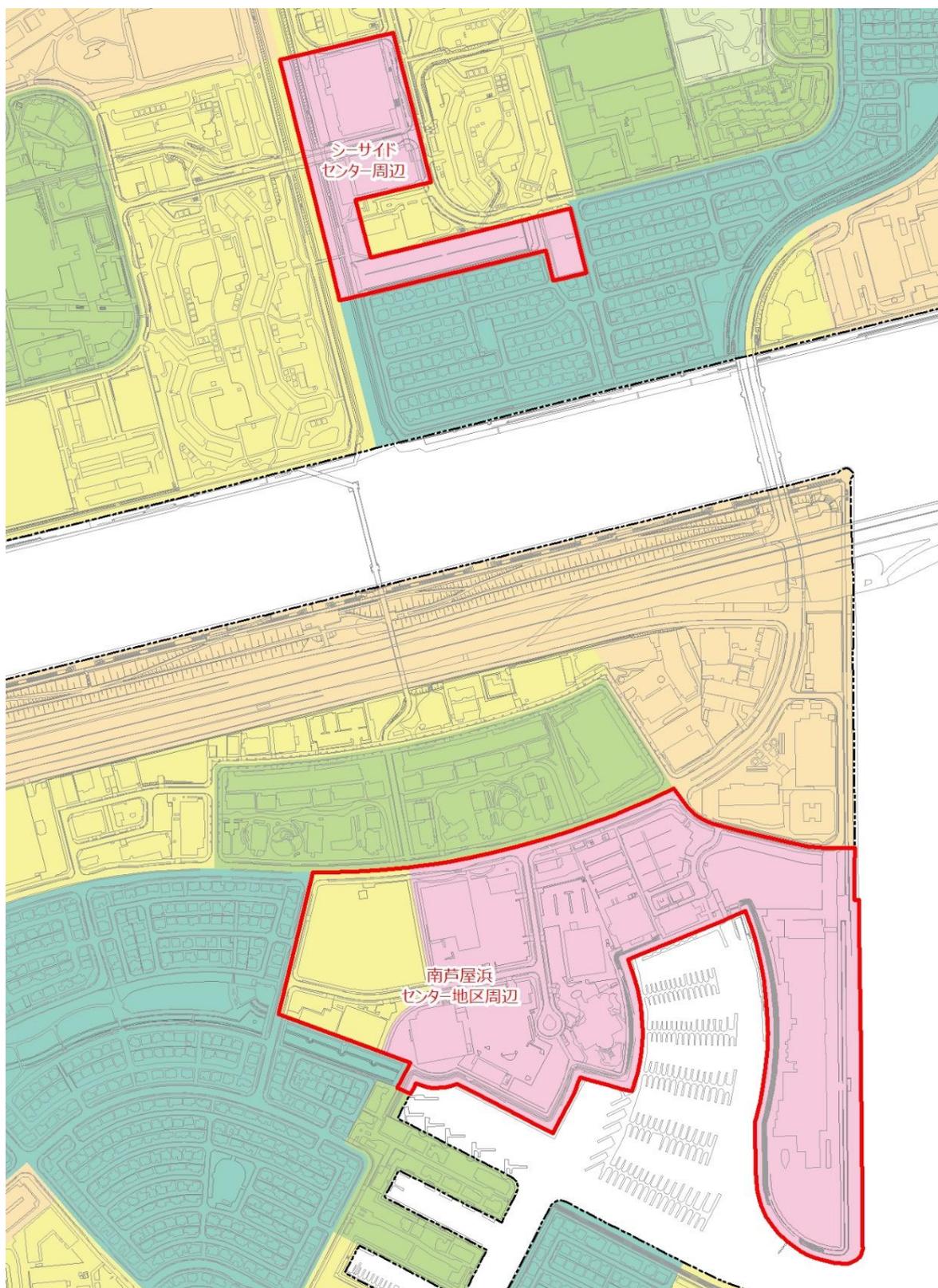
凡例

 都市機能誘導区域

【用途地域】

 1低専	 1中高	 1住居	 近商
 2低専	 2中高	 2住居	 商業

③シーサイドセンター周辺・南芦屋浜センター地区周辺



凡例

都市機能誘導区域

【用途地域】

1低専

1中高

1住居

近商

2低専

2中高

2住居

商業

4 法令の遵守

(1) 開発行為や建築等行為を行うとき

- 届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条第 2 項又は第 3 項の規定に基づき、30 万円以下の罰金に処せられることがあります。なお、法人の代表者又は法人若しくは個人の代理人、使用人その他の従業者が違反した場合は、同法第 131 条に基づき、行為者を罰するほか、その法人又は個人に対して 30 万円以下の罰金刑に処せられます。
- 居住誘導区域外での開発行為及び建築等行為が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- 新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると市が認めるときは、都市再生特別措置法第 108 条の 2 第 2 項の規定に基づき、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。

(2) 不動産を取り扱うとき

- 宅地建物取引業者は、宅地建物取引業法第 35 条第 1 項の第 2 号に基づき、宅地若しくは建物の売買、交換若しくは賃借の相手方等に対して、その者が取得し、又は借りようとしている宅地又は建物に関し、その売買、交換又は賃借の契約が成立するまでの間に、都市再生特別措置法に基づく制限の概要を記載した書面を交付して説明する義務があります。

5 よくあるご質問

(1) 届出全般

Q1-1	令和8年4月1日に届出対象行為に着手する場合は、届出は必要ですか？
A1-1	必要です。令和8年4月1日から5月1日の期間に届出対象行為に着手する場合は、計画公表日の令和8年4月1日に届出をお願いします。なお、届出制度の効果的な運用のため、事前に都市政策課へご相談いただきますようお願いいたします。

Q1-2	開発行為、建築等行為の「着手」とは何を指しますか？
A1-2	<p>開発行為については、造成工事（切土、盛土）、建築等行為については、基礎工事（根切り、山留め、杭打ち、地盤改良）の着手を指します。なお、以下の行為は着手に該当しません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存建築物の撤去 ・地盤調査のための掘削 ・ボーリング調査 ・地鎮祭 ・現場の整地（粗造成） ・現場の仮囲い ・現場事務所の建設 ・資材の搬入 など

Q1-3	開発行為の後に、建築等行為を行う場合は、どちらにも届出が必要ですか？
A1-3	開発行為、建築等行為のそれぞれに届出が必要です。

Q1-4	届出に添付する図書の縮尺について、緩和することは可能ですか？
A1-4	法令に緩和規定は定められておらず、緩和することはできません。

Q1-5	届出した場合、市から受理書等は発行されますか？
A1-5	受理書等の発行は行っていません。受理されたことがわかるものが必要であれば、届出書を2部（本来1部提出）ご用意いただき、受理後に受付印を押印した届出書を返却いたします。

Q1-6	各種行為の完了後、報告などの手続きは必要ですか？
A1-6	必要ありません。

(2) 届出の対象区域

Q2-1	各誘導区域の詳細な範囲はどこで確認できますか？
A2-1	計画公表後、市ホームページに掲載の「芦屋市都市計画マスタープラン」でご確認いただけます。また、都市政策課の窓口や、以下の芦屋市地図情報（都市計画情報）でもご確認いただけます。 【芦屋市地図情報】 https://ashiyaportal.langisweb.com/ 

Q2-2	届出対象行為が誘導区域の内外に渡る場合、届出は必要ですか？
A2-2	住宅の開発・建築等行為の届出では、区域外の部分について届出要件を満たすか否かで判断します。 誘導施設の開発・建築等行為の届出では、新築若しくは改築又は用途変更された建築物のうち都市機能誘導区域外に存する部分について、誘導施設としての要件を満たすか否かで判断します。

Q2-3	今後、誘導区域を変更することはありますか？
A2-3	芦屋市立地適正化計画は、概ね5年ごとに評価・検証を行い、必要に応じて見直しを行います。これにより、各誘導区域や誘導施設を変更する可能性があります。

(3) 住宅の開発・建築等行為の届出

Q3-1	都市再生特別措置法第88条における「その他人の居住の用に供する建築物のうち市町村の条例で定めるもの」とは何ですか？
A3-1	現在、本市では条例で定めているものはありません。

Q3-2	3戸以上の建売住宅の着工が同時ではないですが、届出の対象となりますか？
A3-2	各戸の着工が同時ではなくても、同じ建築主が行う3戸以上の住宅の建築等行為は届出の対象となりますので、1戸目の着工30日前までに届出書を提出してください。

Q3-3	3戸以上の既存住宅を改築し、3戸以上の住宅とした場合、届出は必要ですか？
A3-3	改築や用途の変更をした後の建築物が3戸以上の住宅となれば届出の対象となります。なお、用途変更をしない、建築物の内外装などの改修は届出の対象ではありません。

(4) 誘導施設の開発・建築等行為の届出

Q4-1	一部に誘導施設を含む複合施設は届出の対象となりますか？
A4-1	一部でも誘導施設を有する場合は届出の対象となります。

Q4-2	1つの建築物に複数の誘導施設を有する場合は、それぞれ届出が必要ですか？
A4-2	誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、1つの届出で結構です。

(5) 休廃止の届出

Q5-1	休止と廃止の違いは何ですか？
A5-1	施設の再開の意思がある場合は休止、意思がない場合は廃止となります。

Q5-2	誘導施設の休止の届出が必要となる期間はどのくらいですか？
A5-2	休止する場合の期間について法令等の定めはありませんが、目安として3か月以上休止する場合は、休止の届出をお願いします。

Q5-3	都市機能誘導区域内において、店舗面積 3,000 m ² の商業施設が改修で 2,900 m ² になる場合、届出は必要ですか？
A5-3	誘導施設ではなくなるので、廃止届の提出が必要です。

Q5-4	複合施設である誘導施設の場合、一部の用途の休止・廃止などについても届出が必要ですか？
A5-4	一部であっても対象となる誘導施設を有する場合は届出の対象となります。ただし、商業施設等で休廃止後に誘導施設の要件を満たしている場合は不要です。

Q5-5	誘導施設が都市機能誘導区域内の別の場所に移転する場合も届出は必要ですか？
A5-5	廃止の届出が必要です。

Q5-6	誘導施設に係る休廃止の届出制度については、罰則があるのでしょうか？
A5-6	都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の届出に関する罰則はありません。

6 届出様式の記入例

都市再生特別措置法施行規則に規定される様式一覧
(以下「規則」とする)

居住誘導に係る届出	①開発行為	様式第 10 (規則第 35 条第 1 項第 1 号関係) 開発行為届出書
	②建築等行為	様式第 11 (規則第 35 条第 1 項第 2 号関係) 住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書
	③行為の変更	様式第 12 (規則第 38 条第 1 項関係) 行為の変更届出書
都市機能誘導に係る届出	①開発行為	様式第 18 (規則第 52 条第 1 項第 1 号関係) 開発行為届出書
	②建築等行為	様式第 19 (規則第 52 条第 1 項第 2 号関係) 誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書
	③行為の変更	様式第 20 (規則第 55 条第 1 項関係) 行為の変更届出書
	④休廃止	様式第 21 (規則第 55 条の 2 関係) 誘導施設の休廃止届出書

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

○ 年 ○ 月 ○ 日

届出日を記入してください。
※行為の30日前までに提出してください。

(宛先) 芦屋市長

届出者 住 所 芦屋市精道町7番6号
株式会社 ○○

事業主が個人の場合は
個人名を記入してください。

氏 名 代表取締役 芦屋 太郎
(担当者氏名・電話 芦屋 次郎)
0797-38-2073

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	芦屋市 精道町○-○	開発区域の地番を 記入してください。
	2 開 発 区 域 の 面 積	1,000	平方メートル
	3 住 宅 等 の 用 途	共同住宅(10戸)	建築基準法に基づく用途 及び計画戸数を記入して ください。
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	○ 年 ○ 月 ○ 日	
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	○ 年 ○ 月 ○ 日	
	6 そ の 他 必 要 な 事 項		

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

住宅等を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して住宅等とする行為の届出書

都市再生特別措置法第 8 8 条第 1 項の規定に基づき、

住宅等の新築
 建築物を改築して住宅等とする行為
 建築物の用途を変更して住宅等とする行為

について、下記により届け出ます。
 該当する行為に○をしてください。

○年 ○月 ○日
 (宛先) 芦屋市長

届出日を入力してください。
 ※行為の 30 日前までに提出してください。

届出者 住所 芦屋市精道町 7 番 6 号
 株式会社 ○○

事業主が個人の場合は
 個人名を記入してください。

氏名 代表取締役 芦屋 太郎
 (担当者氏名・電話 芦屋 次郎)
 0797-38-2073

1 住宅等を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更を しようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 芦屋市 精道町○-○ 地目： 宅地 面積： 500 m ²
2 新築しようとする住宅等又は改 築若しくは用途の変更後の住宅等 の用途	共同住宅 (10 戸) 建築基準法に基づく用途 及び計画戸数を記入して ください。
3 改築又は用途の変更をしようと する場合は既存の建築物の用途	事務所 改築又は用途変更の場合 に記入してください。
4 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

届出日を記入してください。
※行為の30日前までに提出してください。

○年 ○月 ○日

(宛先) 芦屋市長

届出者 住所 芦屋市精道町7番6号
株式会社 ○○

事業主が個人の場合は
個人名を記入してください。

氏名 代表取締役 芦屋 太郎
(担当者氏名・電話 芦屋 次郎)
0797-38-2073

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、
下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 ○年 ○月 ○日

2 変更の内容

- ・敷地面積の変更
(変更前) 1,000㎡ (変更後) 1,100㎡
- ・用途、計画戸数の変更
(変更前) 一戸建て住宅(10戸) (変更後) 共同住宅(15戸)

届出事項のうち変更する項目と、
変更前後の内容がわかるように
記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 ○年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 ○年 ○月 ○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

開 発 行 為 届 出 書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

○年 ○月 ○日

届出日を記入してください。
※行為の30日前までに提出してください。

(宛先) 芦屋市長

届出者 住 所 芦屋市精道町7番6号
株式会社 ○○

事業主が個人の場合は
個人名を記入してください。

氏 名 代表取締役 芦屋 太郎
(担当者氏名・電話 芦屋 次郎)
0797-38-2073

開 発 行 為 の 概 要	1 開発区域に含まれる地域の名称	芦屋市 精道町○-○	開発区域の地番を 記入してください。
	2 開 発 区 域 の 面 積	2,000	平方メートル
	3 建 築 物 の 用 途	商業施設 (店舗等の床面積 3,000 m ²)	
	4 工 事 の 着 手 予 定 年 月 日	○年 ○月 ○日	
	5 工 事 の 完 了 予 定 年 月 日	○年 ○月 ○日	
	6 そ の 他 必 要 な 事 項	誘導施設であることがわかる ように記入してください。	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくはその用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、
 誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為
 について、下記により届け出ます。

○年 ○月 ○日

(宛先) 芦屋市長

届出者 住所 芦屋市精道町7番6号
株式会社 ○○

氏名 代表取締役 芦屋 太郎
 (担当者氏名・電話 芦屋 次郎)
0797-38-2073

事業主が個人の場合は
個人名を記入してください。

該当する行為に○をしてください。

届出日を記入してください。
※行為の30日前までに提出してください。

1 建築物を新築しようとする土地 又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の 所在、地番、地目及び面積	土地の所在、地番： 芦屋市 精道町○-○ 地目： 宅地 面積： 2,000 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築 若しくは用途の変更後の建築物 の用途	商業施設 (店舗等の床面積 3,000 m ²)
3 改築又は用途の変更をしようとする 場合は既存の建築物の用途	事務所
4 その他必要な事項	

誘導施設であることがわかる
ように記入してください。

改築又は用途変更の場合
に記入してください。

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

行為の変更届出書

届出日を記入してください。
※行為の30日前までに提出してください。

○年 ○月 ○日

（宛先） 芦屋市長

届出者 住 所 芦屋市精道町7番6号
株式会社 ○○

事業主が個人の場合は
個人名を記入してください。

氏 名 代表取締役 芦屋 太郎
（担当者氏名・電話 芦屋 次郎 ）
0797-38-2073

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日 ○年 ○月 ○日

2 変更の内容

- ・敷地面積の変更
（変更前）2,000㎡ （変更後）2,100㎡
- ・商業施設の床面積変更
（変更前）3,000㎡ （変更後）3,100㎡

届出事項のうち変更する項目と、
変更前後の内容がわかるように
記入してください。

3 変更部分に係る行為の着手予定日 ○年 ○月 ○日

4 変更部分に係る行為の完了予定日 ○年 ○月 ○日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

誘導施設の休廃止届出書

届出日を記入してください。
※行為の30日前までに提出してください。

○年 ○月 ○日

(宛先) 芦屋市長

届出者 住所 芦屋市精道町7番6号
株式会社 ○○

事業主が個人の場合は
個人名を記入してください。

氏名 代表取締役 芦屋 太郎
(担当者氏名・電話 芦屋 次郎)
0797-38-2073

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の(休止・
廃止)について、下記により届け出ます。

記

いずれかに○をしてください。

1 休止(廃止)しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称: ○○

用途: 商業施設(店舗等の床面積 3,000 m²)

所在地: 芦屋市 精道町○-○

用途は、誘導施設であることが
わかるように記入してください。
所在地は、地番を記入してください。

2 休止(廃止)しようとする年月日

○年 ○月 ○日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

○年 ○月 ○日から ○年 ○月 ○日まで

4 休止(廃止)に伴う措置

(1) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予
定される当該建築物の用途

事務所

(2) 休止(廃止)後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当
該建築物の存置に関する事項

- ・引き続き○○が建物の管理を行う
- ・○年○月○日までに除却予定

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者
の氏名を記載すること。

2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必
要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当
該建築物の除却の予定時期その他の事項について記載すること。